

議案第6号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

あきる野市国民健康保険税の算定における資産割額を廃止し、所得割額の税率を改定するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の4.63」を「100分の5.03」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。